

# 開発許可申請 添付書類一覧

行田市建築開発課  
令和7年7月1日

法第34条第9号（ドライブイン、コンビニ、給油所、火薬類製造所等）

提出部数：正副2部

No.	添付書類等	備考
1	開発行為許可申請書	
2	チェックシート（1部）	宅地造成及び特定盛土等規制法許可対象の該当有無
3	委任状	（委任する場合は添付）代理者の電話番号・FAX番号
4	登記事項証明書	正本に原本（申請日以前6箇月以内）を添付
5	土地・工作物権利者の同意書	所有権・抵当権等の権利を持つ者 実印押印（申請者所有の場合は不要）
6	権利者の印鑑証明書	正本に原本（申請日以前3箇月以内）を添付
7	公図の写し（ <u>正副+1部</u> ）	方位、申請区域の朱囲・地番及び地目
8	現況写真（2方向以上）	道路を入れ区域の朱囲、土地利用計画図等に撮影方向を明示
9	位置図（ <u>正副+1部</u> ）	区域の朱囲、方位、道路、目標となる地物を明示
10	設計説明書	（自己居住用は不要）
11	設計者の資格に関する書類	（1ha未满是不要）
12	公共施設管理者の同意書	（正本に原本を添付※公共施設管理者が行田市以外の場合のみ添付）
13	公共施設管理者との協議書	法第32条の協議書（公共施設を新設し協議を行った場合は添付）
14	公共施設の新旧対照平面図	（公共施設の付替又は廃止を行う場合は添付）
15	事前協議事項等通知書	事前協議事項等通知書、協議済証（協議をおこなった場合）
16	求積図〔実測〕	区域の朱囲、面積（小数点第2位）、辺長（小数点第3位）、縮尺
17	現況図	方位、区域の朱囲、配置、切土又は盛土を行う部分の現況高さを明示
18	土地利用計画図（ <u>正副+1部</u> ） （建築物等配置、排水施設計画）	方位、縮尺、区域の朱囲、境界線名、辺長、接する道路番号・幅員・建築基準法道路種別、建築物の位置及び用途（除却は破線等で明示）、排水施設〔各管径・管種、樹径・樹種、流水方向、一次放流先の名称〕、擁壁の寸法、法面（新設、既設）、図面作成者名等を明示
19	造成計画平面・断面図 ※現況から±30cm以内の場合で義務擁壁を要しない場合は省略可。土地利用計画図へBM位置、計画・現況地盤高を明示	方位、縮尺、区域の朱囲、BM位置、計画・現況地盤高、断面の位置、切土・盛土の寸法及び着色（切土：黄色等、盛土：茶色等）、法面角度、擁壁位置、図面作成者名を明示 盛土は、『一層あたり30cm以下毎に敷均し締固める』旨の明示又は施工計画書を添付してください。
20	義務擁壁の断面図	境界位置、縮尺、擁壁の寸法、配筋（縦・横）サイズ及びピッチ、申請地の現況及び計画地盤高、隣地の現況地盤高、基礎の種類及び寸法、図面作成者名を明示、造成計画平面図等に断面位置を明示、構造計算書
21	排水樹の構造図	樹の種類（インバート樹、泥溜め樹、雨水浸透樹等）及び寸法、縮尺、基礎の種類及び寸法を明示
22	公共施設への排水接続断面図	境界位置、樹種・寸法、基礎種類・寸法、縮尺を明示 ※下水道以外に接続する場合は、流末管理者と協議のうえ『流末管理者と協議済み』又は排水放流承認日・番号を明示
23	排水管理設同意書、印鑑証明書、土地登記事項証明書	（排水等のために開発区域外を利用する場合は添付）実印押印すること
24	雨水処理計画計算書	対策量・処理能力の根拠を提示すること ※（自己居住用は不要）
25	給水施設計画平面図	管種・口径、図面作成者名を明示（排水施設計画平面図とあわせて図示可）（自己居住用は不要）

（裏面あり）

# 開発許可申請 添付書類一覧

行田市建築開発課  
令和7年7月1日

法第34条第9号（ドライブイン、コンビニ、給油所、火薬類製造所等）

提出部数：正副2部

No.	添付書類等	備考
26	資金計画書	(自己居住用又は、自己業務用1ha未満は不要)
27	残高証明書（自己資金有の場合）	
28	融資証明書（融資を受ける場合）	
29	申請者の登記事項証明書（個人申請：住民票の写し）、事業経歴書、最新年度の納税証明書「その3」（未納の税額がないことの証明）	
30	工事施行者の建設機械目録、技術者名簿、事業経歴書及び建設業の許可証明書	
31	資格証の写し	（薬剤師、自動車整備士、美容師等、業務上必要な資格がある場合は添付）
32	事業計画書	様式自由（事業内容、雇用計画等）
33	取引証明書	
34	取引法人の法人登記事項証明書	（個人の場合は営業証明書）
35	業務経歴書	（自動車修理工場の場合は添付）
36	建物平面図	床面積、用途を明示
37	危険物に関する調書	（ガソリンスタンドの場合は添付）
38	経済産業大臣の登録証	（ガソリンスタンドの場合は添付）
39	その他市長が必要と認める書類	

※チェックシート掲載先 埼玉県ホームページ

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/kouhukin/kouhukin.html?from=pr>